

ソルベンシー・マージン基準について

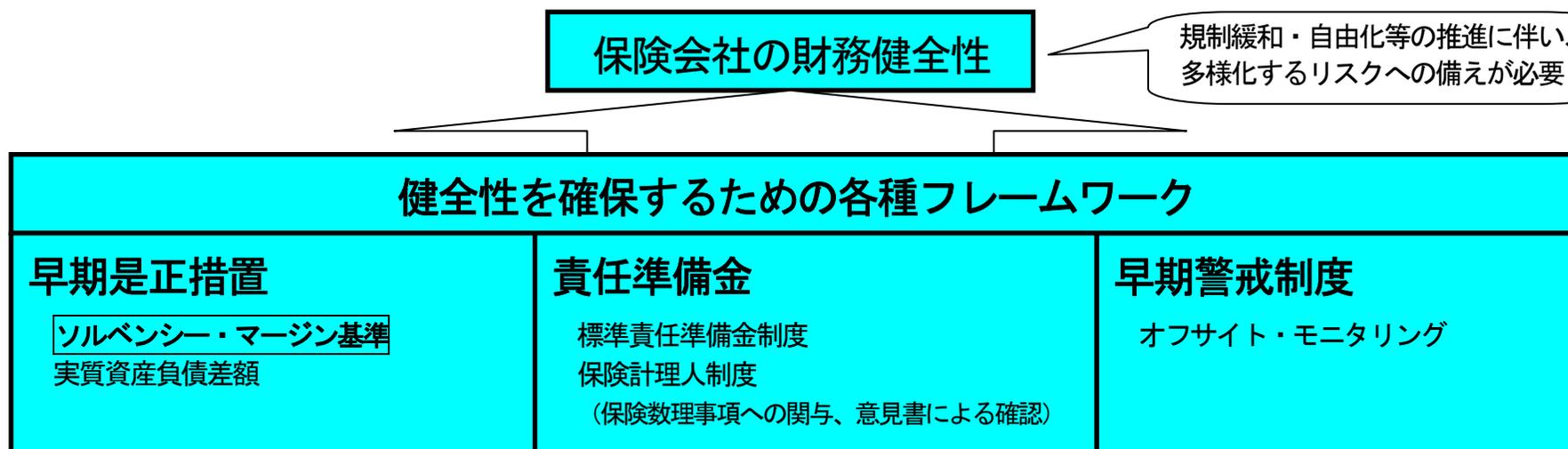
<目次>

1. 財務健全性確保のための監督上のフレームワーク
2. 現行のソルベンシー・マージン基準（概要）
3. ソルベンシー・マージン基準の見直しの視点と留意点（総論）
4. ソルベンシー・マージン基準の見直しの視点と留意点（各論）
5. まとめ

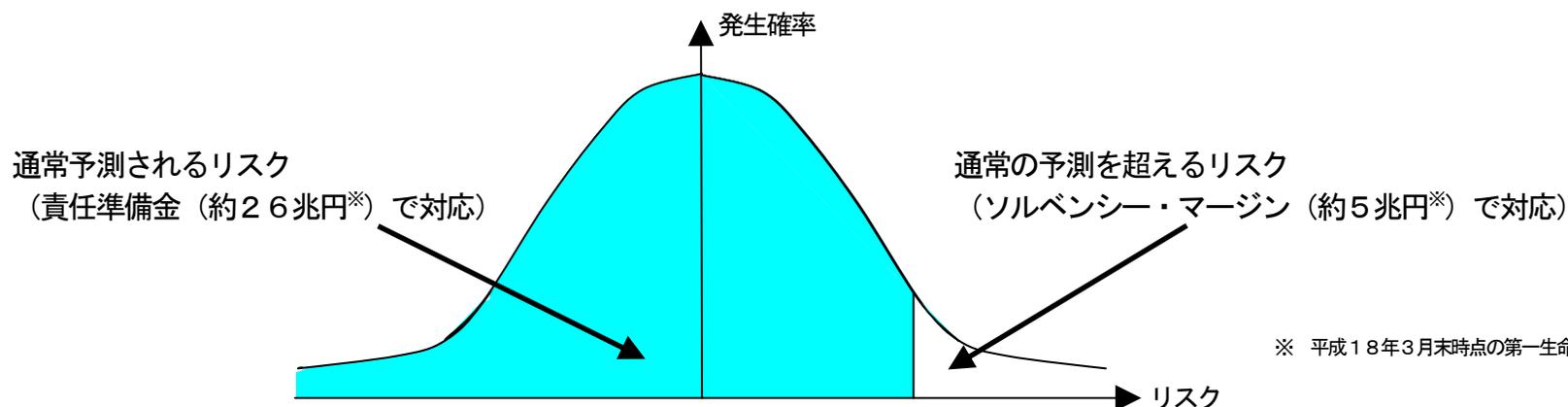
平成18年12月19日

第一生命保険相互会社 庄子 浩

1. 財務健全性確保のための監督上のフレームワーク



【責任準備金とソルベンシー・マージンとの関係（イメージ）】

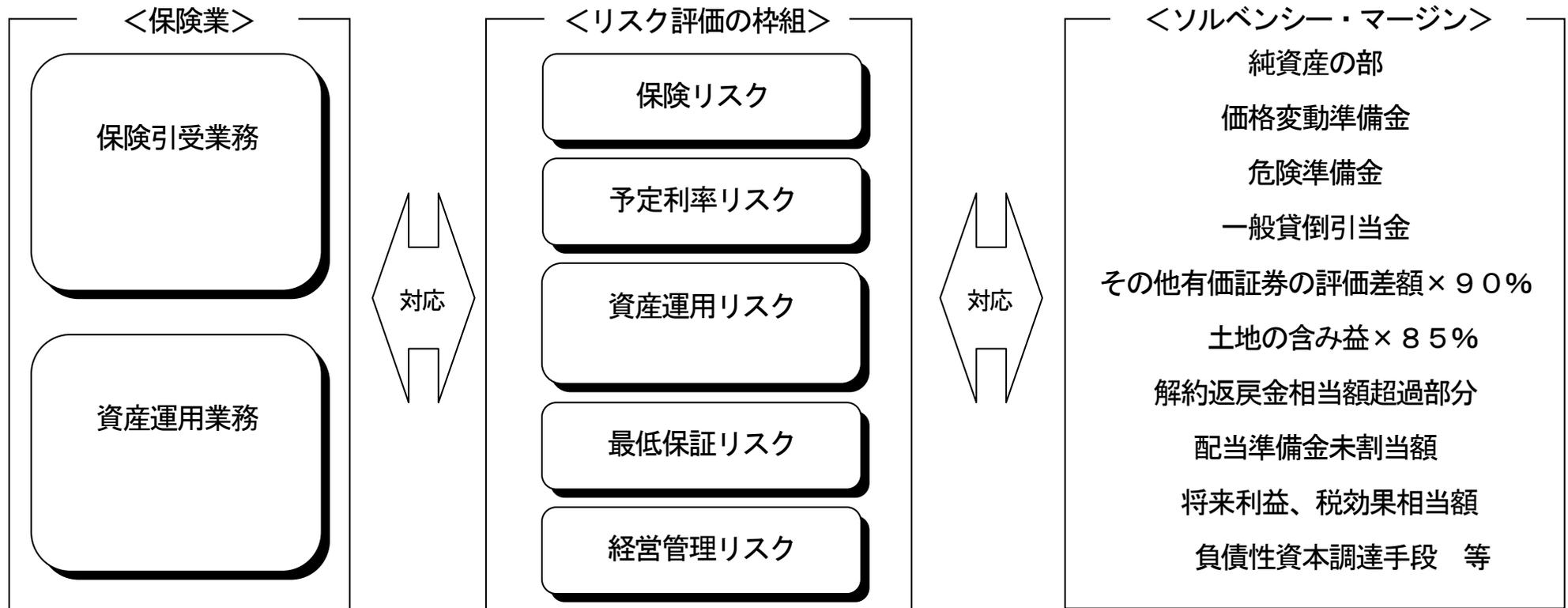


- 支払能力：通常予測されるリスクに備えるもの → 責任準備金
- 支払余力：通常の予測を超えるリスクに備えるもの → ソルベンシー・マージン
- 保険会社の財務健全性確保のためには、ソルベンシー・マージン比率だけではなく、他の各種フレームワークの活用も必要

2. 現行のソルベンシー・マージン基準（概要）

早期是正措置とは：

監督当局が保険会社の健全性を判断し、必要に応じて、迅速かつ適切な是正措置命令（財務基盤の確保等）を発動させるための仕組み。ソルベンシー・マージン比率、実質資産負債差額により判定する。



- 保険業に内在する各種のリスクを把握・計測し、それに対するマージンを認識
- 平成8年度の導入以降、保険会社の破綻、時価会計の導入等を踏まえて、順次見直しを実施

- 現行制度は健全性の指標として有用。
- ただし、リスク測定手法等に課題もある。

3. ソルベンシー・マージン基準の見直しの視点と留意点（総論）

【ソルベンシー・マージン基準のあり方】

- ソルベンシー評価は、保険会社の健全かつ適切な運営を促すような基準を目指すべき。
 - ・ 保険会社のリスクおよびそれに対する備えを適切に測定・評価
 - ・ 可能な限り、各社のリスク管理と整合的な評価基準
 - ・ 各社のリスク管理の充実を図るためのインセンティブ
 - ・ 直近の経済環境、将来的な見通し等を踏まえた適切な見直し
- リスク評価のターゲット、前提について整理していく必要があるのではないかと。
 - ・ どの期間における、どのようなリスクを見るべきか（複数の見方を包含する可能性）
 - ・ 早期是正措置の目的のためには、企業継続を前提としつつ、清算的な要素の混在も容認されるのではないかと

＜留意点＞

- 以下を考慮した総合的な判断が必要
 - ・ 早期是正措置のトリガーとしての位置付け（統一的尺度）
 - ・ ソルベンシー・マージン比率の信頼性
 - ・ マーケット、保険会社の投資行動等に与える影響
 - ・ 過去からの連続性、激変緩和措置の是非
 - ・ 実務面から見た対応可能性

【具体的な見直しの方向性】

＜短期的対応＞

- 現行の会計基準、責任準備金制度等を前提とした見直し
 - ・ フォーミュラー形式の算出基準の利点を活かし、直近の経済環境等を踏まえたリスク係数等の適切な見直し
 - ・ 各社の実態を反映する簡便な仕組みの導入

＜中長期的対応＞

- I A I S の検討を踏まえた抜本的なソルベンシー・マージン基準のあり方検討が必要
 - ・ トータルバランスシート・アプローチの詳細基準や負債評価基準[※]の動向を踏まえた検討
 - ・ 各社の実態に応じた内部モデル導入の検討

※ 責任準備金は支払能力の確保に極めて重要であり、現行の標準責任準備金制度は、米国の制度等を参考としつつ過去の経緯等を踏まえて構築されてきた、保険会社の健全性確保のための根幹的な仕組みである。将来収支分析についても、アクチュアリー会が策定し当局が認定した実務基準に則って、適切に実施されている。負債評価基準については国際的な議論がなされているが、現在の議論の中では様々な課題も挙げられており、その見直しにあたっては慎重な検討が必要と考える。

4. ソルベンシー・マージン基準の見直しの視点と留意点（各論）

（1）リスク評価（分母）

項 目	見直しの視点	対応の方向性、留意点等
資産運用リスク	<ul style="list-style-type: none"> ● 直近市場データを用いた見直し。 （特に影響が大きい価格変動等リスクを中心に検討） ● 各社のポートフォリオ実態を反映するような分散投資効果の設定。 （現行の一律30%控除は、各社の実態が反映できていない） ● デリバティブ取引リスクについて、現物資産と当該資産のリスクをヘッジしているデリバティブが整合的にリスク評価される仕組みの導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 短期的には、以下の見直しが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近市場データ等を用いたリスク係数の見直し ・ 各社の資産保有状況を反映した分散投資効果の見直し ・ デリバティブ取引リスクの測定手法の見直し ➤ 価格変動等リスクの係数見直しに際しては、同一資産における各社ポートフォリオ実態の反映についても検討することが考えられる。（例：株式の価格変動等リスクにβを考慮するなど） ➤ 中長期的には、ALM等を反映したリスク測定手法の抜本的な見直し検討が考えられる。 ● なお、保険会社のリスクの大宗を占めていることから、見直しにあたっては以下を考慮する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットおよび保険会社の長期安定的な投資行動等に与える影響 ・ 各保険会社のソルベンシー・マージン比率（数値）に与える影響

4. ソルベンシー・マージン基準の見直しの視点と留意点（各論）

（1）リスク評価（分母）（つづき）

項 目	見直しの視点	対応の方向性、留意点等
保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社規模、保有契約件数等を加味した死亡リスク等の測定が考えられる。 ● 各社の実態を極力反映することが理想的。 	<p>➤ 各社ごとの内部管理モデルの導入※には以下を考慮する必要があり、問題の少ないものから順次導入することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各社ごとの内部管理モデルの正当性を検証する枠組み ・ 標準的手法の設定と、各社の内部管理モデル導入に対するインセンティブが働く仕組み <p>その際、リスク測定の恣意性を排除するような措置や、ソルベンシー・マージン比率の統一的尺度の保持も併せて検討することにしてはどうか。</p> <p style="text-align: center;">※ 内部管理モデルの導入については、他の各リスクについても同様。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● なお、現行のフォーミュラ形式の算出基準は、簡便性や統一的尺度の保持に大きなメリットがあることにも留意が必要。
予定利率リスク	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険の負債と資産の両方の要素を併せ持つリスク。 ● 価格変動等リスクとの関係も含めて整理し、保険会社のALMの実態を反映したリスク測定基準が理想的。 ● 外貨建保険については、リスクの過大評価の問題があり、リスクが軽減されるような仕組みの導入の検討が必要。 	<p>➤ 短期的には、外貨建保険のリスク係数見直しを検討することが考えられる。なお、外貨建保険に対応している外貨建資産のリスク評価についても検討する必要がある。</p> <p>➤ 中長期的には、以下の論点も含め、価格変動等リスクやALM等の要素を加味したリスク評価の抜本の見直しを検討することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産、負債のリスクを統合的に測定するか、分けてそれぞれ測定するか ・ ALMの要件はどのように設定するか

4. ソルベンシー・マージン基準の見直しの視点と留意点（各論）

（1）リスク評価（分母）（つづき）

- 以下の項目については、中長期的な検討課題と考える。
- 流動性リスクについては、リスク測定の対象外としてはどうか。

項 目	見直しの視点	留意点等
最低保証リスク	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産運用リスクとの関係を考慮した見直し。 ● 変額年金等の対象運用資産の多様化を踏まえた、対象運用資産ごとのリスク係数の設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年度に導入されたばかりのリスクであり、定着状況を見極める必要がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 解約率リスクの導入検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 解約率リスクを考える場合、何をリスクとして捉えるべきか。 ● 合理的行動を必ずしも選択しない契約者行動について、画一的に計量化することは難しい。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営管理リスクの見直し、事業費リスクの導入検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業費リスクは、ソルベンシー・マージン基準創設時にも議論され、経営管理リスクの中に織り込んだと整理されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 流動性リスクの導入検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生保では、通常の場合で流動性リスクは想定しづらい。 ● I A I Sでも、流動性リスクは定量化が困難であると認識されている。 ● 既にオフサイト・モニタリングにより監督されている。

4. ソルベンシー・マージン基準の見直しの視点と留意点（各論）

（2）マージン（分子）

- ▶ マージン項目の見直しは、I A I Sのトータルバランスシート・アプローチと密接に関係し、大きく影響を受けると考えられることから、抜本的な見直しについては、中長期的な検討課題と考える。
- ▶ 現時点では、現行の会計基準、責任準備金制度等を前提とした内容とすべきである。

項 目	見直しの視点	留意点等
解約返戻金相当額超過部分	<ul style="list-style-type: none"> ● 責任準備金の一部である解約返戻金相当額超過部分をマージンとして見ることについての是非等。 	<ul style="list-style-type: none"> ● I A I Sの議論では、責任準備金の中にリスクの不確実性に対応するマージンが含まれているという考え方がある。 ● チルメル式の責任準備金を積み立てている保険会社もある中で、標準責任準備金の積み立てが未達成の会社と、達成している会社との差異を調整する項目ともなっている。
その他有価証券の評価差額（含み損益）、土地含み損益	<ul style="list-style-type: none"> ● 含み損益の算入基準の見直し検討。（満期保有目的債券、責任準備金対応債券の含み損益算入の是非等） ● 含み益の場合、一定割合とする必要があるか。 ● 価格変動等リスクと価格変動準備金の整合性（対象資産の統一等）の確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 満期保有目的債券、責任準備金対応債券は、A L Mの観点から保有しており、含み損益の実現は目的としていない。 ● 現行のソルベンシー・マージン基準は、税引前で統一されており、整合性のとれた基準となっている。 ● なお、実質資産負債差額では、測定可能な含み損益を極力反映する一方で、十分な流動性があることを条件に各社のA L Mについても配慮する仕組みが導入されており、ソルベンシー・マージン基準の補完項目として機能している。

4. ソルベンシー・マージン基準の見直しの視点と留意点（各論）

（2）マージン（分子）（つづき）

項 目	見直しの視点	留意点等
その他	<ul style="list-style-type: none"> 繰延税金資産の取扱い(算入限度)の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ソルベンシー・マージンは、早期是正措置の目的から規定されており、必ずしも清算価値を評価しているものではない。継続企業として、繰延税金資産のマージンへの算入が否定されるものではない。 保険会社の財務健全性を高めるべく、危険準備金・価格変動準備金の積み立てを行うと、それに伴い繰延税金資産が増加する構造となっており、そのような保険会社特有の事情を勘案すべき。 現行のソルベンシー・マージン基準は、税引前で統一されており、整合性のとれた基準となっている。
	<ul style="list-style-type: none"> 劣後債務の算入限度の一層の見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行でも算入要件が決められており、これまで厳格化も進められてきており、見直しに関して緊急性は高くないと認識。 IAISの検討状況を踏まえて検討すべき。
	<ul style="list-style-type: none"> ダブルギアリング規制の一層の見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社が持っている銀行株等は投資目的のものである。 現行でも控除すべき場合の要件が決められ、厳格化も進められてきており、見直しに関して緊急性は高くないと認識。

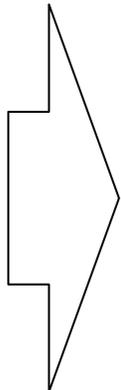
4. ソルベンシー・マージン基準の見直しの視点と留意点（各論）

（2）マージン（分子）（つづき）

項 目	見直しの視点	留意点等
その他 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付債務の未償却額の考慮。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な会計基準においても議論中の内容。 当該議論状況を見極めたうえで、算入の是非を検討することが考えられる。
	<ul style="list-style-type: none"> 税効果相当額の算入是非の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のソルベンシー・マージン基準は、税引前で統一されており、整合性のとれた基準となっている。
	<ul style="list-style-type: none"> 将来利益の算入是非の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 米国、EUでも現状では計上が認められている。 IAIS等の動向も見極めた上で検討すべき。
	<ul style="list-style-type: none"> 認容・非認容資産の概念の導入検討。 	<ul style="list-style-type: none"> IAISでも検討することが想定されており、動向を見極めた上で検討すべき。 短期的な換金性、流動性のみを考慮しすぎると、SM基準が歪む恐れもあることにも留意が必要。

5. まとめ

保険会社のリスクの大半は資産運用リスクであり、この部分をどのように見るのかが非常に重要。



<短期的な課題>

資産運用リスクの適切な測定に向けた見直しを検討すべき。

- 価格変動等リスクの係数設定基準の検証・見直しの検討。
- 分散投資効果は、各社の資産保有状況を反映できるような方式に見直し。
- 現物資産とデリバティブとの統合的なリスク評価基準への見直し。

※ 見直しに際しては、早期是正措置のトリガーとしての位置づけ（統一的尺度）、信頼性、マーケットおよび保険会社の長期安定的な投資行動等に与える影響、過去からの連続性、激変緩和措置の是非についても考慮し、総合的に判断することが必要。

<中長期的な課題>

- I A I Sにおけるソルベンシー評価の枠組構築を踏まえた抜本的な見直し。

以上